

名古屋商工会議所 チラシ封入サービス 「ビジネス特鮮便」運用規定

1. 本サービスを利用できる対象（以下、利用者という）は、名古屋商工会議所（以下、本所という）の会員であって、会費を完納している者とする。
また、「ザ・ビジネスモール」の登録団体の会員企業であり、本所の承諾を受けた者も利用できる対象とする。
2. 封入サービスを利用する広告チラシの内容については、会員相互の経営に資するものでなければならない。したがって、下記事項を遵守するものとする。
 - 1) 公序良俗に反しないこと。
 - 2) 関係法規に違反しないこと。
 - 3) 政治性、宗教性がないこと
 - 4) 誤解を与える恐れがないこと。
 - 5) 他の会員、消費者に不利益を与える恐れがないこと。
 - 6) 投機性のないこと。または投機性がないと判断されること
 - 7) 本所自体の事業と同種あるいは類似の内容であって、競合するものでないこと。
 - 8) 広告チラシには利用者の問い合わせ先を明記すること。
 - 9) その他、当該サービスの運用上不適当と認められないこと。
3. 封入サービスを利用する広告チラシについては、本所担当部署内において、認められなければならない。なお、前条に掲げる事項に反すると判断したものについては、封入サービス利用を断ることができる。また、前条に係る運用上の解釈については、適宜、本所担当部署内において決定する。
4. 封入サービスを利用する広告チラシの内容に関する責任は、一切利用者に帰属する。
5. 封入サービス利用料金は本所が別途定める料金体系に基づき、広告チラシを同封した会報誌『Nagoya』発刊月の末日までに支払いを完了すること。
6. 同封する広告チラシは、必要部数を同封月前月の20日までに指定する場所へ納品することとする。万が一、定める期日までに納品が間に合わない場合はいかなる理由においても封入はできない。
7. 本サービスは、毎月10社・団体（1社につき1枚まで、申込み先着順）とし、ザ・ビジネスモール登録団体会員枠は最大2社・団体とする。
8. 同封する広告チラシのサイズは、A4版以内（2つ折・巻三つ折は可）とする。そのため、パンフレットなど冊子型の封入物は不可となる。
9. 申込期日を過ぎてからのキャンセルについては、いかなる理由においても本所が定めるキャンセル料を支払わなければならない。

附則

- この規定は平成19年 6月20日から実施する。
この規定は平成26年 2月 1日から改正実施する。
この規定は令和 3年 2月15日から改正実施する。

以 上